

帝国主義形成期における在郷軍人会の教化機能

教育行政学研究室

境 野 健 児

はじめに

従来教育史研究において、軍隊教育と国民教育の関連の追求は、主要には天皇制イデオロギーの分析に留まり、軍国主義教育の全面的視野を提供するに至らず、教育史研究における未開拓の分野であった。1960年代後半、日本軍国主義の復活の過程のなかで、軍隊教育の研究、軍隊と国民教育の関連が主として、軍隊を対象にして行われ、貴重な成果があげられている⁽¹⁾。

既に、教育史研究として、軍隊、軍隊教育とのかかわりで教育を歴史的に研究することが、戦後初期着意されていたのである。「軍隊教育の精神及び方法は概ね教育問題や教育史のうちに入れられず、教育専門家の内外の外に置かれてあるが、日本国民の形成という点から見ても、また日本の教育の特質を集中的に表現してある点から見ても深く注意すべきものである⁽²⁾」と指摘されていたが、実証をふまえた研究はあまり進行しなかった。

それは軍隊、軍隊教育の研究の困難さに由来すると思われる。第一に、軍隊関係の資料は国政機密に属しており、しかも天皇制権力のもとでは批判的研究の余地など皆無であった。第二に、戦後においても、軍関係者が戦争責任を回避するため、軍関係書類を焼却するなど資料の制約ということがあった。第三に、これがもっとも根本的な問題であるが、日露戦争後の軍部の独立という権力の構造的変化を教育史研究の方法上の前提として、考慮されてこなかったということである。

本論は日露戦争以後、第一次大戦に至る日本帝国主義形成期の軍隊による国民教育への要求、とりわけその根拠を考察し、国民教育の支配の論理、とその具体的形態の解明を意図したものである。

そのために分析の対象を在郷軍人会に設定した。なぜなら、在郷軍人会は軍隊と町村における教育機関との直

接的なパイプであったし、在郷軍人は国民教育の「教師」として位置づけられていたからである。

しかし、在郷軍人会の主たる活動舞台は「社会教育」とりわけ「青年団教育」にでであった。それゆえに上記の課題は「学校教育」との関連ではなく、「社会教育」とのかかわりで追求される。それは対象から必然的に規定されるのである。したがって、本論では軍隊教育と社会教育の関連を問うことになる。

1. 「軍事的」教化組織化の要因

必任義務制の軍隊が国民教育に関心をしめし、かつまた教育への要求を持つことは当然なことである。このことをただちに軍国主義教育と規定することは早計なことである。本節では軍国主義教育が帝国主義形成期における教育の社会的基盤の確立としての、軍隊による「軍事的」教化組織化の要因を軍隊の帝国主義形成期における変化に則して解明したい。

第一に、日本帝国主義は日露戦争以後、第一次世界大戦に至る時期、植民地を足場に帝国主義的侵略戦争に備え、日本軍隊の再編成を課題としていた。戦争形態の質的性格の変化、すなわち戦争の大規模化、長期化は「総力戦」を支える国内的基盤の形成を促し、軍国主義体制を急速に進行させるものであった。日露戦争以後、実施に移つされていった「軍備大拡張」政策はそのひとつの実行であった。この政策の展開過程は本論の対象ではないので省略しておきたいが⁽³⁾、この拡張策によって、現役徴集人員が飛躍的に増加した。1897年には44,205人であったが、1912年には103,784人と約2.35倍に増加したのである。この増加の根拠を細かく検討して見ると、常設部隊の増加、在営二年制の採用、中隊平時定員の増加(120人から150人に増加された)によるのである。しかも増加の主たる要因は在営二年制の採用であったと思われる。

在營二年制というものは現役三年制を建前として、二年間で軍隊教育を終了し、残り一年は帰休という制度であり、軍備拡張の合理化政策であった。すなわち、一中隊定員 150 名とすると、現役三年制のもとでは毎年 50 名を徴募すればよいのであるが、在營二年制では、毎年 75 名を徴募することであり、実質 1.5 倍の増加となったのである。この軍隊の量的拡大にみあう、軍隊教育の質的变化が、軍隊にとって入營前教育への関心を持つ根拠であった。

このことを軍隊教育の側面から考察すると一層鮮明になる。「軍隊教育順次教本」⁽⁴⁾ は軍隊教育のカリキュラムである。それを考察すると、入營後六ヶ月間で軍隊にとって基礎的なものを終了させ、その後の 2 年半はその反復練習にあてられている。軍隊教育においてもっと重視されたのは「服従を第二の天性」にまで仕上げる、服従精神、その行動形態であった。この服従は全人格隷属の服従⁽⁵⁾、(戦闘において服従一般を否定することは無意味である)であり、日本軍隊の支配構造の特質を形造っているのである。現役三年制のもとでも、この時期軍隊内支配の矛盾が顕在化⁽⁶⁾しており、在營二年間の軍隊教育では課題にこたえられないことは明白であった。ここに軍隊が国民教育への要求を持つ根拠があったのである。

「在營二年間如同ニ吾人が勉強シテモ、或ル程度迄ノ達成ニシテ其ノ以上ハ一般ノ学校教育及社会教育トノ相俟ツニアラザレバ、至難ナル、新操典ノ要求ヲ徹底セシムルコトハ、極メテ六ヶ敷事ト考ヘラル」、それゆえに「学校教育ト軍隊トノ教育トヲ密接ニシナケレバナラス、軍隊ノ要望スル如クニ社会教育ヲ導カシバナラスト確信スル」⁽⁷⁾(傍点、筆者)といわれるように学校教育と軍隊教育の密接な関連を保つこと、社会教育については軍隊の必要性にもとづいて、組織され、運営されることが着意されている。この時期軍隊において「国民教育と軍隊教育」の積極的結合を提起する諸論文⁽⁸⁾が発表されたが、その背景として在營二年制の採用があったのである。

第二に、日露戦争以後、軍縮問題を通じて、権力内部の対立が顕在化し、内部矛盾が深められた。軍部は「軍令一号」によって、軍部の独立をはかり、一般政治に左右されることなく、全統治機構のなかで支配的地位を確立したのであった⁽⁹⁾。このことは軍部自体が独自に国民のなかに足場を持つことを意味しているのである。

このため軍部は軍隊による町村行政への介入によって、「軍事的」支配を強化し、さらに在郷軍人会を組織化し、それを中核として、下からの国民の「軍事的」組

織化を課題としたのであった。後述するように、日本軍隊は町村を基礎的単位として、支配を強化したのであり、ここに「地方自治」との深い関連が横たわっていることがよみとれるであろう。本論ではそうした視角も考慮に入れて考察していきたい。

ところで、「軍隊教育と国民教育」の密接な関連は、1902年頃既に軍隊において着目されていたのである。日本軍隊がドイツの軍制を移入し、「近代的」軍隊の性格を形成してきたことは周知の事実であり、ドイツの影響を深く刻印してきたのである。在營二年制採用に関しても、調査団を送り、その教訓を撰取したのである。その教訓の内容は日本における在營二年制の採用にかんしていかされたものである。軍隊による国民教育者への要求の内容がまとめられており、何を国民教育に期待したのか明瞭である。

「①壮丁中入營後初メテ銃砲ヲ見或ハ戦闘演習ヲ見タリト云フ如キモノアラザルコト

②社会ノ秩序整然トシテ軍紀ノ感染注入ニ困難ヲ感セザルコト

③国家的觀念及忠君愛國ノ志想堅牢ニシテ精神教育容易ナルコト

④教育ノ程度及体格ノ景況概シテ補助教育ヲ要スル少キコト

⑤軍隊ト人民トノ親昵シアルコト

⑥言文一致ニシテ教育容易ナルコト

⑦国民ノ衣食住ハ兵營生活ノ状態ト略ボ同一ナルコト」

ここでは教育内容だけを述べているものではないが、本論の課題からして、②、③、④、⑤が重要である。①に関しては学校行事として、軍隊見学、演習見学が行われたのである。

しかし、当時軍隊において在營二年制は「軍縮」に連がるとして否定的であった⁽¹¹⁾。1907年以降この教訓は積極的にいかされたと見て良いであろう。在營二年制の採用と「軍部の独立」は国民の「軍事的」組織化という点で結びついていた。その結果「軍隊と国民」の関係を強化するうえで在郷軍人会の役割が決定的に重要であったのである。「軍国の必須な秩序と服従とが国民全体に普及してゐる」⁽¹²⁾のは在郷軍人会の活動と評価されるように、在郷軍人会の「教化的」役割の究明は帝国主義形成期における「軍事的」組織化の動態を把握するうえで主要な位置をしめる。なお在郷軍人会は後予備役として「軍事的」知識・能力の維持を独自に担う課題があるが本論文では直接の対象に扱っていない。

2. 在郷軍人会の基本的性格

在郷軍人会は「各市町村ニ於ケル既設団体ヲ糾合シ其ノ目的ヲ定一ニシ、其ノ行動ヲ整齊ニシ、尚ホ未ダ其ノ設備ヲ見ザル地方ニ於テハ其ノ創立ヲ奨励シ、以テ在郷軍人ヲシテ地方良民ノ模範タラシムルト同時ニ益々軍人精神ノ鍛錬ト軍事知識ノ増進ヲ図リ併セテ会員ノ相互扶助慰藉ノ方法ヲ講ゼシメントス」⁽¹³⁾ことを主旨に1910年に半官半民の全国的組織として設立された。従来、在郷軍人会が「統一指導機関ヲ欠キ随テ其効果顯著ナルヲ得ズ、時ニハ其ノ行動正鵠ヲ失フノ虞ナキ能ハズ」⁽¹⁴⁾という状況であり、明治40年代の典範令の改正、とりわけ軍隊内務書の全国画一化と脈を同じくするものであった。

軍隊内務書の画一化は軍隊生活の画一化を意味している。軍隊において「軍人精神」の鍛錬は軍隊生活を主要な対象にして行われていたことから、この軍隊生活の画一化は「軍人精神」の画一化を意味していたのである。したがってこの在郷軍人会の全国的組織化は軍隊による市町村の画一的支配の可能性とこの画一化された「軍人精神」を市町村へ持ち込む可能性をもたらしたことであった。

日露戦争時以前から在郷軍人会という名称でなく、一般には軍人の精神の維持と後援会的性格をもったものが組織されていた。岐阜県の例をとって見ると「勅諭ノ精神ヲ奉戴シ軍紀ヲ涵養シ互ニ切磋琢磨シ忠君愛國ノ志ヲ篤クスル」⁽¹⁵⁾ことを目的として、事業として「一般壮丁教育」「癩兵戦病者ノ遺族ニ対シテ」の「慰藉救護」「戦没又ハ事変ニ際シテ」出兵兵士の家庭の「生計困難ナルモノニ対シテハ労力又ハ金銭物品ヲ以テ之ヲ救護」することを定めている。

日露戦争後はこの性格に質的变化があらわれる。その変化は「後援会的性格」を温存させつつ、在郷軍人会の「教化的役割」が重視される。「在郷軍人ノ体面ヲ保持シ自己ノ勲功ヲ傲ラス一船国民義表トナリ尚武ノ淵源タルベキコト」⁽¹⁶⁾、「互ニ和協一致シ軍事能力ノ発達ニ努ムルコトト共ニ公共事業ノ先進タルコト」と言うように、在郷軍人が「町村民」(後述)の規範になることによって「町村民」に「軍人精神」を持ち込む、市町村の上に立つ教化機能的性格に改められたのである。

在郷軍人会の質的性格の変化を当時の社会的状況のなかで見るとより鮮明である。「我邦武士の驕漸次廢弛シ新文明ノ制裁未タ治カラス奢侈ノ遊情道心日ニ徹シテ動モスレバ同盟罷工ト為リ職工ノ暴動ト為リ社会主義ノ非ト為リ社会ノ秩序整正ナラス官威公力モ亦漸キヲ失ハントスル」⁽¹⁷⁾。即ち都市に発生した社会主義思想、運動、

あるいは「自然主義」の影響による「個の自覚」⁽¹⁸⁾の台頭が「天皇制」の精神的基盤を弱体化させるものとして把握されていたのである。しかも、「此ノ風潮」は「勢滔々トシテ大河ノ海ニ洋クガ如ク中々侮リガタイモノデアル」⁽¹⁹⁾とその危機感が表明されているように、支配層にとって深刻に受けとめられていたのである。

この原因は「国民精神ノ荒怠ニ基因ス」⁽²⁰⁾として把握された。こうした思想状況のなかで在郷軍人会は「毅然トシテ克ク帝國ノ眉幹ヲ以テ自ラ任ジ、毅然トシテ國家ニ於ケル資質ナル道義ノ推持ノ穩建ナル思想ノ鼓吹者タルノ実ヲ挙げ、以テ大ニ風運ノ發展ヲ促シ、強兵ノ基礎ヲ堅確ニシ國民ヲシテ益々軍隊ニ信頼スルノ念慮ヲ深厚ナラシムルコトニ努力スルノ重責ヲ負フ」⁽²¹⁾ものとして思想教化団体としての性格を色濃くにじませていたのである。

当時の日本軍隊の徴兵は本籍地主義を採用しており、約七割の兵士が農村出身者で占められており日本軍隊は農村にその物質的基礎をおいていた。したがってこのことは都市に発生した「社会主義思想」「個の自覚」の台頭を農村でくい止めるという農村における思想の囲い込みに他ならなかった。第一次大戦時の労働争議の激発のなかで在郷軍人会は1914年に規約改正を行い、工場、鉱山等大工業のなかに設立することが決定された。「工場分会を設立するも雷に其の事業を妨げるのみならず却って工場内の秩序を保持し、作業能率を増進する等……労働問題解決の一助として是れが設立に尽かせるならば……我が国産業振興の爲めに裨益する所必ず多大なるべきを確信する」⁽²²⁾として在郷軍人会が労働問題解決のための思想的役割、さらに労務管理上の役割が期待されたのであった。

とりわけ農村においてたんなる思想的囲い込みだけでなく、地方改良運動にかかわって(後述)「軍人精神」を生活習慣にまですることによって国民の「軍事的」組織化が意図されていたのである。「日本モ将来国民性ヲ極ク真面目ニ形造ツテ行カネバナラス、堅実ナル国民ヲ作ラネバナラス、之ヲ形造ルニハ即チ在郷軍人諸君ガ媒介者ニナツテ形造ツテ行カネバナラス……サウスレバ世間ノ道德ト云フモノハ消滅セヌ」⁽²³⁾と言うように忠君愛國、服従精神の体現者として在郷軍人会の任務と役割が重視されたのであった。

在郷軍人会の設置状況は1911年、支部数87、分会数11694、1912年には支部数90、分会数11830となり、これは1906年の市町村合併政策による1912年の町村数12313(市は含めていない)に近い数になっており、この状況から察すればほぼ全国的に組織されたことが伺えるので

ある。

3. 「良兵良民」主義の採用

軍隊が市町村における教化組織を重視したのは下からの「自覚的」国民の支えを確保することであった。そのため市町村の教化組織を担う在郷軍人を形成することが軍隊自体の課題であった。そのための軍隊教育の論理は「良兵良民」主義であった。この論理は1909年の内務書改正によって、始めて軍隊教育のなかで採用されたのであった。「在營間ノ教育ハ管ニ全服役間ヲ通シテ軍ノ本分ヲ完ウスルニ緊要ナル基礎タルノミナラス亦以テ国民道徳ヲ涵養シ終世ノ用ヲ為スヘキ習性スヘキモノニシテ兵卒ハ帰郷ノ後ト雖モ永ク此ニ由リテ各自ノ業務ヲ行ヒ淳朴タル国民トナリ自ラ克ク郷党ヲ薫染シ以テ国民風尚ヲ昂上セシムルヲ得ヘシ」⁽²⁴⁾と。(傍点、筆者)その後、軍隊教育令の制定(1913年)によって、「軍人ハ国民ノ精華ニシテ其首要部ヲ占ム從ヒテ之カ教育ノ適否ハ直ニ郷党閭里ノ風尚ヲ左右シテ国民ノ精神ニ偉大ノ影響ヲ及ホスモノナリ蓋シ軍隊ニ於テ修得セル無形上ノ資質ハ以テ社会ノ風潮ヲ向上スヘク国民ノ徴表トナリ摯実剛建ノ気風ヲ馴致シ国家ノ降興ヲ増進得ヘキモノナリ」⁽²⁵⁾として軍隊教育のすべての分野で「良兵良民」の育成が意図されたのであった。この軍隊教育令の「良兵良民」主義は「国民ノ精神ニ偉大な影響ヲ及ホスモノ」としてより積極的に位置づけられている。

したがって軍隊は「国民ノ徳育学校タル地位ニ立チ、年々歳々国家社会ニ数万ノ徳育学校卒業生ヲ供給シテ、徳ニ餓ヘタル現代ノ社会ヲ救」⁽²⁶⁾う「徳育学校」として把握されたのも当然なことであった。それは軍隊が「国民教化者」を送り出す組織的な機関であることを宣言したことに他ならないのである。国民の教化によって「郷党の信頼」を確保し、軍隊の存立のための社会的基盤を確保することであったのである。

「良兵」と「良民」は必ずしも同一の概念ではない。本来近代軍隊(国民皆兵義務制による)は国民の自覚的な支えを基礎に成立するものであるが、日本軍隊が「良兵」と「良民」を統一して把握せざるを得ないところに日本軍隊の特質があったのである。日本軍隊は擬制としての国民の軍隊であったが、本質的には「天皇制」軍隊であった。軍隊において「良民」になるための特別な教育を施したことはなかったのである。まさに「良兵」と「良民」の統一は忠君愛国思想、封建的生活規範の活用ということによって可能であった。

したがって軍隊教育の方法として「軍隊社会と地域社会」の同一性の強調を前提として「国ノ風情、風俗ヲ加

味した教育法デナケレバナラス、国民ヲ基礎トシテ軍隊ノ教育ト云フモノハ施スベキデアル」⁽²⁷⁾と把握されていた。したがって軍隊教育のなかに封建的生活規範が積極的に活用されたのである。軍隊における兵事政策の農本主義的性格はこうした観点から把握されなければならない。農民の「質淳朴厚世ノ毀誉ヲ意トセサル如キ忍耐勤儉ノ気風ハ実ニ一國維持スルノ元氣ニシテ、又軍隊ノ素質ニ適合スルモノト謂ハサルヘカラス」⁽²⁸⁾と言うように農事の知識の維持、興味の啓発だけでなく軍隊教育の内容方法として把握されていたのである。こうした方法は「下級農民ノ教育高カカラス富裕ノ程度低キ国ニ於テハ此ノ方法ハ下級農民養成ニ最モ適切ナル方法ナリ」⁽²⁹⁾として明確に兵卒を対象にした教育方法であった。軍隊教育において将校を対象にしたものと兵卒を対象にしたものは内容、方法も異質であったことからこの点は注目しておかねばならない。

兵卒を対象にした「国民の風情、風俗」を重視した軍隊教育の方法の採用は軍隊そのものにとっても実用的見地で貫かれていた。第一に、そのことが「良兵良民」主義の採用のを形造っているのであり、第二に、第一にかかわってそのことで軍隊が国民的性格を確保できるということ、第三に、軍隊秩序の形成原理として活用できることという判断にもとづいていたのである。

「良兵良民」主義の採用は軍隊内・外を統一し、国家への忠誠心(天皇のもとでの平等というイデオロギーを前提にして)を軸に軍隊内外を「軍人精神」で貫くことであり、「良兵良民」主義は国民の「軍事的」組織化の軍隊側の論理であった。

4. 市町村における軍隊による教育支配

軍隊による町村行政への直接介入の契機となったものは1910年の在郷軍人を対象にした「簡閲点呼執行規則」であった。その簡閲事項は軍人精神及軍紀、風紀に関する観察、軍事教育保持の程度、在郷軍人心得知得の程度、在郷間の状態、地方吏員の執務状況、其の他にわたっていた。これは在郷軍人の掌握にとどまらず、国家の末端行政である町村行政の状況を軍隊(この場合連隊)が直接監視することが公認可されたことに他ならない。こうして日露戦争後、町村行政は「一般行政と軍事行政の二元管理」⁽³⁰⁾によって行われたのであった。

ここでは軍隊除隊後と入営前の教育を通して軍隊と市町村の関連を考察したい。除隊者については1912年に「陸軍下士兵卒存隊間成績通報規程」が定められた。この規程は除隊者の在営時の成績を市町村へ報告することが定められ、しかもその報告書は町村長、または町村長

の許可を得て在郷軍人分会長だけが見ることが許された。このことは町村長による在郷軍人の社会的地位の市町村における抜擢の選考の材料として、さらに在郷軍人会分会長による在郷軍人の生活看視が公認化されたことを意味していた。

入営前については「徴兵事務細則」による身上明細書が各市町村から連隊へ提出することが義務づけられた。これは徴集兵の職業、資質、品行等を報告することになっており、明らかに軍隊における思想的チェックの素材であった。「町村長に於ても身上明細書に就ては分会長と能く協議を遂げ意志の疎隔なきやうにし軍隊に於ける詮衡の材料として十分信頼すべき価値あるものを提供せらるる様にせねばならない」⁽³¹⁾として正確な情報が求められた。明細書を製作する過程は町村長⁽³²⁾、在郷軍人会、学校の三者の協力によって行われた。「町村長諸君並びに分会長諸君に望むのは……身上明細書等に関するに就ては常に小学校の校長と能く相談することである。……小学校長と相談する事は人物の鑑識が正確ばかりでなく、将来の子弟の教育する上で甚大なる関係がある」⁽³³⁾このことは軍隊が在郷軍人会を通して学校教育への介入への道を開くものであった。

さらに日常的には「家庭と在営兵卒の通信」についても「分会長ノ閲覽ヲ経ル如クシテ間違ヲ生スルノ機会ヲ避クルノ用意ヲ必要存候就中分会長ハ……細大トナク町村長ニ報告シ且小学校校長ニ通知シテ相互ノ連絡ヲ密ニシ意志ノ疎通ヲ円満ニシテ町村長小学校長等ヲシテ分会ノ発達ヲ協同セシムル」⁽³⁴⁾ことが意図された。これは在郷軍人会による学校との協力⁽³⁵⁾、監視が積極的に位置づけられたのであった⁽³⁶⁾。市町村レベルではこのようにして在郷軍人会を通して小学校教育を軍隊の教育要求に見あうように協力、監視することになったのである。教師について見れば「六週間現役兵」（教師）除隊者の在郷軍人会入会義務制（1912年）は国民皆兵主義の一層の貫徹だけを意味するのではなく、教師を直接在郷軍人会の監督の下に置くことに他ならなかったのである。

兵役義務は個人にとっては国家に対する義務であり、町村にとっては国家への賦役であった。壮丁検査の結果は賦役を果たした割合を計るものであった。例えば岐阜県の例を考察しておきたい。「徴兵を平均に配当し兵役義務を一方に偏重せしめざることは吾人の常に苦慮する所なるも、各町村まで平均ならしむるは殆ど不可能に属す、然るに一町村の壮丁のみ善良の体格を有し、他の町村之に及ばざる時は其結果、同町村に対し兵役義務を重課すると同様の結果を見るに至る、故に一徴募区の町村は尽く歩調を一にして体力奨励に尽力せられんことを

望む」⁽³⁷⁾と言うように国家に対し各町村が平等に賦役を果たすべきことをテコに壮丁教育がすすめられていったことが理解できる。したがって「六八連隊兵卒の考料（マ）表に就き学校程度が劣等なるため40年度（筆者注 明治40年度）、入営兵中2等卒の町村あり、之れ恥ずべき次第に付き壮丁準備教育には在郷軍人団長は極力奮励せられ度……」⁽³⁸⁾として「在郷軍人団」で教科書を購入し「各町村へ配布し、同一の教科書により各町町共一定の方針を以て教育すること」⁽³⁹⁾が決定されたのであった。この時期軍隊による教育支配は多様な形態で市町村の国家への賦役を媒介として展開されるが、その中心的役割を担ったのが在郷軍人会であった。そしてその支配は主要には壮丁教育、さらに後に述べるよう「青年団教育」においてであった。

5. 軍隊生活の教訓と地方改良運動

国民の「軍事的」組織化のために軍隊は社会教育を最も重視していた。「社会教育ハ実ニ国民教育ノ最大領域ヲ有スルモノニシテ、随テ其ノ影響スル所重大ナルモノアルハ所謂社会ノ風潮ナルモノカ実ニ社会教育ニ依テ瀰醸セラレ」⁽⁴⁰⁾ていると把握された。「社会思想ガ非国民的ナレハ即チ社会教育ノ非国民的ナル所以」⁽⁴¹⁾として、社会教育が社会的風潮の「惰弱ニナガレル」「社会的風潮の胚胎地」であったがゆえに、軍隊において社会教育を国家的に包摂していくことが課題とされたのであった。この時期の社会教育の対象が必ずしも国民の思想だけではなかったことは既に先行研究でも明らかにされている。「教育活動がたんに人びとの思想や知識の教育である以上に、ひろく社会生活上の直接的規制を考えているものであるところに『社会教育』と呼ばれた」⁽⁴²⁾所以がある。本節では地方改良運動による町村の新たな生活の組織化にともなう「町村民」の生活規範と軍隊生活の教訓との関連を在郷軍人会の社会的位置を明らかにするなかで考察したい。

在郷軍人は後予備役兵でありかつまた農村にあっては自作層、自小作層を中心とする「町村民」であった。軍隊における地位と「町村民」としての社会的地位とは論理的に斉合されないのであるが、現実的に矛盾することがなかったのである。軍隊外においても軍隊における将校団と下士兵卒の二重構造は貫徹していたのである。さらにこのことは地主制支配構造と密接な関連があった。1908年に「陸軍将校団条例」の改正が行われた。「陸軍将校団ハ分チテ現役将校団及予後同役将校団トス退役将校ハ志願ニ依リ予後備將校団ニ属スルコト」⁽⁴³⁾としてこの改正によって「在郷将校社会」が特別に組織さ

れたのであった。将校になる資格が中等教育以上の教育を受けた者である以上、これは地主層を出身階層した社会であったことは明瞭である。この在郷の「将校社会」の組織化は軍隊の権威に基づく地主制の補強という性格を持っていた。「在郷将校ニシテ軍人精神ニ悖リ地方人民ノ嫌厭ヲ招クカ如キコトアラハ奮ニ一個人ノ価値ヲ損スルノミナラス延テ将校全般ノ品位ニ関スルヲ以テ是等ノ者ニ対シテハ将校団ニ於テ嚴ニ戒飾ヲ加ヘ其ノ名誉ヲ失墜セシメサルヲ要ス」⁽⁴⁴⁾として将校団の地方人民の上に立つ「品位」が重視された。1912年の在郷軍人会規約改正により将官、同担当官が正会員、名誉会員に移され、在郷軍人会は自作農、自小作層出身の下士兵卒中心の会に変化し将校は軍隊外においても下士兵卒の上に鎮座することになったのである⁽⁴⁵⁾。ここに社会的には支配される層でありながら、軍隊の体现者としての権威に基づいて「町村民」の上に立つという在郷軍人会の社会的・精神的構造が形造られたのである。これは地主制構造の補強の役割を持つ「体制的中間層」を「軍事的」にも位置づけたことに他ならないのである。

そうした性格を特徴づけるものとして、当時小作争議、議会選挙活動等政治・経済闘争が高まるなかで在郷軍人会の「政治的中立性」が主張された。「本会は一途に其目的に邁進すべく決して本会の勢力を政治上悪用することある可らず事是なり、若し此点に於いて用意周到を欠き、他に乘ずる所となるが如きことあらんか其弊害の及ぶ所測る可らずものあらんとす……軍人会なる団体を以て政治運動を試るが如きに至りては絶対に許すべからず事」⁽⁴⁶⁾とされた。在郷軍人会の「政治的中立性」の提唱は、第一に天皇の軍隊は政党政治によって左右されれば軍隊の維持にかかわるといふ軍隊の権威の問題として提起された。さらに地主層が手を染めることなく在郷軍人会を媒介として「町村民」を支配する可能性を生み出す根拠になった。

地方改良運動は地主制基礎の拡大・強化のため、部落割拠主義を打破し、市町村段階での政治的統合、即ち「国家のための共同体」⁽⁴⁷⁾の創出を意図したものであった。経済的基盤の確立のため耕地整理事業、部落有財産の統一等、政治的には「市町村制改正」（1911年）による市町村長の権能を拡充・強化さらに神社の統一による民心の統一などの諸施策のなかで、国家の基礎となり、国家に依存しない国家のための「独立自営」⁽⁴⁸⁾の町村を創出することであった。そこではその担い手として従来の「臣民」でなく「国家のための共同体」を担う「町村民」⁽⁴⁹⁾の育成が課題とされたのであった。

在郷軍人会（「軍人精神」）とこの「町村民」の育成

との関連を問題にすることが本節の課題である。これを「町村民」の育成のため重視された「自治の訓育」とのかかわりで考察しておきたい。「自治の訓育といふ事は之を分けると先ず二つの事に帰着する。第一は公共心の養成であります、第二は所謂共同心の養成であります」⁽⁵⁰⁾ここで述べられていることはたんなる「臣民」道徳ではない。この時期教育方法においても上記の課題に対応して「団体的訓練」による方法が提起された。「町村民」育成のための「公民教育」の「主たる眼目は道徳を団体化するにあり、公民教育は団体的道徳教育なり、即ち公民教育は団体をして倫理的道徳的たらしむにあり」⁽⁵¹⁾として教育方法の特質が述べられている。

こうした方法による「町村民」の育成は軍隊側において「軍隊生活の教訓」が生かされることによって可能であるという判断があった。「戊申詔書ノ実行ハ軍人が卒先シテ実行シ得ルノdeal、相携ヘテ各自ノ生業ヲ精励スレバ、延テ国ノ富ヲ増スノdeal吾々ガ之ヲ努メテヤツタナラバ、決シテ国ヲ富マスト云フコトト、兵ヲ強クスルコトトハ別ノモノデ無イ、共ニ我々ノ手デ出来ルノdeal、我々ハ此ノ位置ノ抱負ト意気込ミヲ以テ、教育ノ任ニ応ナケレバナラス」⁽⁵²⁾（傍点筆者）これは生活の全ての面について言及していることであるが、軍隊における団体的訓練の方法を地方改良運動における生活の団体的訓練に持ち込むことまた、それなくして生活の組織化は不可能であるという判断を意味していた。

地方改良運動は「勤儉力行」を目標に町村の生活様式の画一化をめざすものであった。例えば町村単位での生活時間割の確定等⁽⁵³⁾、従来はなかった「町村民」の支配の方法が行われたし、そのために「躬行実践せざる者は社会之を容れず相率ゐて、之を排斥して去る程の権威ある……社会的制裁の力」⁽⁵⁴⁾を持つことが意図されていた。これらのことは「団体的生活」の模範である軍隊生活、さらに軍隊の秩序維持のための服従の教育方法の国民生活の場面でのいかしかたであった。このように帝国形成期において地方改良運動にみられるように下からの生活の組織化に軍隊生活の教訓を持ち込むことが着目された。そのことは「社会ノ秩序整然トシテ軍紀ノ感染注入」の社会的基盤ノ形成に他ならなかったのである。

他方軍隊が在郷軍人に期待した点は町村の主たる担い手になることであった。在郷軍人は「法律、命令、規則、その他組合等の申合せに至るまで国の安寧秩序を保ち、民衆の幸福を進め、権利を保護するために必要であるから其の事柄の大体を承知」⁽⁵⁵⁾おくことが求められた。ここでは「町村民」の組織者としての要件が述べられている。これは町村を基礎にした軍隊の社会的基盤の強

化策であった。この時期在郷軍人会機関誌「戦友」に掲載された「模範在郷軍人」像はこのことを明瞭にしている。即ち、道路、耕地整理等公共事業に貢献したこと、地主と小作人の調和に尽したことが表彰の指標になっている⁽⁶⁶⁾。

軍隊にとって地方改良運動は「良兵良民」主義の実践的場面であった。こうした下からの生活と結びつくことによって、「軍隊ト人民トノ親昵シアルコト」なるという見通しをもっていたのである。国家権力が日常生活の基盤である町村に道徳の権威者として立ち現われたことを意味しているのである。

6. 青年教育要求とその組織

本節では軍隊における国民教化の組織化の上で軍隊に直接的に関係のある青年教育要求とその組織を考察したい。日露戦後の青年教育の二重構造については既に指摘されている⁽⁶⁷⁾。この二重構造の性格は軍隊における青年教育要求にも貫かれていたのであった。国民皆兵主義を原則としつつ徴兵と志願という軍門への二つ道があり、それに対応して異質の要求が提起されていた。

(1) 一年志願兵の奨励

一年志願兵制度というものは「満十七歳以上満二十一歳以下ニシテ官立学校（小学校及選科等ノ別科ヲ除ク）師範学校中学校及勅令ノ定ムル所ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校ヲ卒業シタル者及以上ノ現役中糧食被服服装具等ノ費用ヲ自弁シ予後備將校タル希望ヲ有スルモノハ志願ニ依リ一ケ年間現役ニ服スルコトヲ得」⁽⁶⁸⁾というように中等学校以上の卒業者またそれと同等の学力を持ったものに与えられた特典の制度であった。将来的には在郷將校団に属し、また町村の支配者となるべく地主層、新興資本家の子弟に開かれた道であった。まさに「この制度の採用は……社会的階級・階層の上位である者を等しく兵士として過することへの抜け道として、また社会的階級・階層の上位である者と職業軍人との同盟として位置づけられた」⁽⁶⁹⁾ものであった。

この特典として一年志願制は必ずしも順調に展開されたわけではなかった。応募者が少ないこと、応募しても一年間の服役を修了するものは五割⁽⁶⁰⁾にも満たなかったのである。連隊の報告書を見ると「忌避の動機は生活難に基因する者等ありと雖も大部は相当教育を受け、事理を解するのみならず、家計富裕なる子弟なり」⁽⁶¹⁾と全国的に指摘されている。即ち「富裕なる生活を為す者の子弟の及び担当教育ある者の間に、却って兵役義務に対する觀念頗る乏しく忌避の傾向を有する者比較的多きが如し」⁽⁶²⁾状況であった。戦時にあっては指揮官として、町

村にあっては支配者としての地位に立つべき中等教育以上の卒業者のこの状況は国民皆兵制の矛盾を拡大するばかりでなく、日本軍隊の社会的基盤の維持、強化を弱めるものであった。

一年志願兵を対象とした青年教育への軍隊の要求は支配者としてのエリート形成に他ならなかった。「一年志願兵は服役の種類と云ふよりは、其人々の享有する特定の権利である」⁽⁶³⁾と把握されているように支配者となる権利であった。田中義一はさらにこの「権利」に対して、「唯此人達に学問上の能力があるいふのみで斯くの如き特権を許されたものでない」と注釈を付けているが、制度的に見れば誤りというほかないが、その意図するところは「人格が他のものに比して優越し、体力も他のものに比して一頭地を抜いて」すべての面で支配者の資格を持つことを期待したことにあった。兵役義務遂行に関しても「国家の事を能く弁へ得ざる無知の農民」は「唯々として兵役に服するのである」から、「高等の教育を受け国家に対する義務を充分了解してゐる識者は…卒先して兵役に服し以て一般民衆に範を垂る様にしてもらわなくてはならぬ」⁽⁶⁴⁾というようにエリートとしての自覚を要求している。

軍隊における一年志願兵制度は青年教育の二重構造を生みだし、町村支配の二重構造と重なりあうのである。軍隊の中等教育卒業生の教育要求は町村における支配者としての資格形成であった⁽⁶⁵⁾。さらにそこに一年志願制奨励策と中等教育の深い関連が横たわっている。

(2) 「官制」青年団への着目

「吾人ハ地方学校教師ト生徒トノ関係ヨリモ常ニ軍隊ト壯丁トノ関係カ却テ人間ノ運命、特ニ国民トシテノ性格ニ重大且良好ナル影響ヲ及ホスコトヲ認ムル」⁽⁶⁶⁾、軍門の前に立った青年の教育は軍隊の直接的関心の対象であった。「官制」青年団（以下、青年団）の創立の経過はここでの直接の対象ではないので省略したい。先行研究によれば陸軍省が主導的地位を担ったことが解明されている⁽⁶⁷⁾。青年団は従来の「事業団体」的性格を改め、「青年団体ハ青年修養ノ機関タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムル在リ」⁽⁶⁸⁾というように「修養団体」的性格を持つものになった。（これは次のことと照応される。職業的教育が実業補習学校に吸収された後、青年団に残された機能は修養団体として機能であった）

「修養団体」としての青年団に対する「軍事上」の要求を、青年団に関して指導的位置にいた田中義一の諸論から考察しておきたい。田中義一は青年団に対して「軍事上の要求としては彼等の体力を旺盛にして尚武心

を鼓舞する事より高い要求はない」⁽⁶⁹⁾として体育、精神教育を重視することを期待した。「軍事」知識については「軍人に賜りたる勅語の御精神を了解し、平時に於ける団体編成の大要、階級の識別を暗記するぐらいで沢山……その他は地形上の弁別をすとか、普通の人でも必要にして常識的なもので直いのである」⁽⁷⁰⁾。というように「軍事」知識についての要求はほとんど皆無であった⁽⁷¹⁾。むしろそれに対しては大きな制約を与えていたのである。「軍隊予備教育の度が過ぎると彼等が入営する時に既に一通りの事を心得た積りで半可通となって居るから愈々隊に於て実地に軍隊教育を受ける大切な時に兎角不熱心とな」⁽⁷²⁾り、「精神的軍事教育の効果を薄弱ならしめる」と考えていた。この「軍事」知識の制約は逆に日本軍隊が全人格隷属の組織原理によって成り立っていたことを証明している。田中義一の青年団教育への要求はまさにこの原理を支える体力、精神教育の育成であった。田中義一はこのことを「青年会の精力集中点」とよんでいる。

青年団教育においてこの時期「軍事講話」の比重が高まるのであるが、それに関しても「戦闘悲惨ノ状況ヤ、平時軍隊ノ極端ナル困苦欠乏ノ事項ニ就テハ決して悲観的ニ落ち入ラサル様、愉快ニシテ志気鼓舞スルコト」⁽⁷³⁾として「武勇伝」（日露戦争にかかわって）、「模範的軍人」等の紹介の講話であり、軍隊、戦争についての科学的判断の素材は一切青年に提供されなかったのである。

軍隊における青年団教育に対する精神教育の視点は、「忠孝の精神を鞏固にし……国家の進運に副ふところの精神」⁽⁷⁴⁾という忠君愛国思想の「臣民」の育成という側面だけではなかった。「義勇奉公の犠牲的精神を盛んならしめ、規律節制を重じて放逸に流れず法規を遵守する服従の徳義心と協同の観念を涵養すると云ふこと、意気剛健にして自信力に富み質朴勤儉にして浮華輕佻に流れないように忍耐力」⁽⁷⁵⁾（傍点 筆者）の形成が青年の精神教育として重視されていた。ここでは精神教育の方法も従来のイデオロギーの「注入主義」でなく、「団体的訓練」による精神教育の方法の採用を必然化した。「軍人精神といへば何だか殺伐な精神のやうであるがさうではありませぬ、詰り団体的精神の最も純粋なものが軍人精神である。犠牲的精神、服従の美德、紀律を守るところの団体の活動に最も必要な徳目であり」⁽⁷⁶⁾、「此軍隊精神の教養という事柄は団体生活の一部には是を当嵌めて決して弊害のない事柄」⁽⁷⁷⁾として積極的に活用することが主張されたのである。こうして青年団教育において、軍隊教育の方法が適用されるようになるのである。それは軍隊においては将来、軍隊生活を耐え、精神教育

を容易に出来るという期待があったことに他ならない。そしてそれを可能にしたのが青年団教育の形態として「団体的修養」の採用であった。

軍隊が直接に青年団と関連をもったのは在郷軍人会を通してであった。この時期在郷軍人会の任務として青年団の育成が義務づけられていくのであった。それは田中義一が青年団の精力集中点とした、体育と精神教育の面で在郷軍人会の指導性の発揮が求められた。

「智育精神方面ハ、青年会が適当ナル指導法ヲ取ツテ居ラレタルモノト吾々モ考ヘラ居レ、其レ故在郷軍人会トシテハ自分達ノ最モ得ル方面即チ未成年者ノ為最モ大切ナル体力ノ部分ニ向ツテ努力スルコトが適当デアロウト思フ……先ヅ大体トシテハ在郷軍人会ノ協力ハ体育方面トシタ方ガ宜カロウト思ハレル」⁽⁷⁸⁾と在郷軍人会は体育の面で指導性が求められたのであった。これは体育であれば現実的に可能であるという判断に基づいていた。この体育の重視は青年の文化、娯楽による「浮華輕佻」に対する一つの対応策であった。また徴兵検査の可否の基準が「体格」によっていたことに深い根拠があった。

精神教育の面で在郷軍人は道徳の指導者として期待された。「在郷軍人会ト青年会トガ……協同スルト云フ主ナル目的ハ此等未丁年者ヲシテ放逸ノ境遇ニ置カナイヨウニ彼等ヲ絶間ナク指導シテ、未来ノ良戦友トシテ未来ノ良国民タラシムルヤウニ」⁽⁷⁹⁾指導することが求められたのであった。例えば愛知県豊橋支部の在郷軍人会の「青年に対する心得」をみると「一、青年ハ実ニ第二ノ軍人デアル将来国家ノ干城トナルヘキモノデアル其家ニ取りテハ相続者デアル則チ国運ノ隆盛ハ亦青年ノ元気ニ俟タネハナラス、二、青年時代ハ智能、身体ノ發育盛ナル時デアルケレトモ思想ガ薄弱デ善悪正邪岐ルル所デアルカラ教育シテ善道ニ導カネバナラス、三、在營間ニ鍛練シタル所ノ精神ヲ以テ青年ニ模範ヲ示シ彼等ヲ指導シ善キ風習ニ化シ監督スルノハ誠ニ諸子ノ最大ナル義務デアル」⁽⁸⁰⁾（以下略）として「在營間ニ鍛練シタル所ノ精神」で青年の道徳を指導することが公認化されている。

その内容については「国民たる精神と、軍人たるの精神とは、其の間固より二途あらず」⁽⁸¹⁾というように、「国民たる精神」と「軍人精神」は矛盾なく統一的に把握されている。その具体的展開は軍隊、またその社会的基盤での町村の支配の方法としての全人格隷属の支配に、積極的に順応する青年の育成を意図したものであった。

ま と め

日露戦争後、軍隊は社会主義思想、自由主義思想の広がりに対応して、また在営二年制を採用することにより、軍隊の社会的基盤の形成を自党的な課題とするようになった。そのための具体的施策が一方では町村行政に介入することよっての教育支配であり、他方では在郷軍人会を組織し、「団体的訓練」による全人格隷属の服従の精神教育を町村の日常生活組織、青年団教育の内容に組み入れたことであった。軍隊の教育要求は「軍事的」教育要求そのものでなく服従精神の形成を中心とした、軍隊教育の方法の適用による生活の組織化、文化の形成の要求であった。このことが「社会の兵営化」言われる所以である。

しかも注目すべきことに、このことを担ったのが半官半民団体としての在郷軍人会であった。このことは町村に国家の道徳の権威者、指導者が組織されたことを意味しているのである。

在郷軍人会の指導の直接の対象は社会教育（成人教育も含め）の分野であった。したがって日露戦争後、第1次世界大戦にかけて、小学校教育まで含めて展開されたと見るのは正しい歴史的評価とはいえない。青年団を「修養団体」的性格とおさえる限り、地方改良運動上の要求と軍隊の要求と矛盾するものでなかった。軍隊の要求は体育と服従精神の教育であり、「軍事的」訓練は軍隊教育上弊害になると把握されていたのである。

本論のなかで町村、軍隊、青年それぞれ明確に仕切られた二重の構造について指摘してきた。本論では被支配層に力点を置いて解明してきた。支配層の解明は今後の課題としたい。

なお本論は日本教育学会34大会（1975年）で口頭発表したものをもとに成文化したものである。

（指導教官 五十嵐頭）

〔註〕

- (1) 例えば「国民教育と軍隊」（大江志乃夫）、「軍隊の要求と学力」（「国民教育」No.27 所収 城丸章夫）、「軍隊教育と国民教育」（「千葉大学教育学部紀要」23巻、城丸章夫、「1900年前後における陸軍下士制度改革と教育観」（「教育学研究」43巻1号 遠藤芳信）等
- (2) 清水幾太郎「今日の教育」14頁
- (3) 大江志乃夫「国民教育と軍隊」、藤原彰「軍事史」参照
- (4) これは「軍隊教育令」の制定（1913年）によって廃止された。
- (5) 城丸章夫「現代の学校の役割と民主主義」（「国民教育」No.25）23頁

- (6) 安藤豊「日露戦争後の国民教育の軍国主義化について」（「北海道大学教育学部紀要」22号）を参照。
- (7) 「歩兵、交通兵旅団長及歩、工兵隊長召集ノ際ニ於ケル長岡軍務局長口述要旨」（「偕行社記事」第408号付録）1頁～2頁
- (8) 「軍隊教育ト地方教育トノ関係」（「偕行社記事」第401号）、J.M生「軍隊教育ト国民教育トノ関係」（同上第430号）、本山薫「軍隊教育ト国民教育トノ関係」（同上第431号）、一社員「国民教育ト軍隊教育」（同上、404号）、関太常「軍隊教育と国民教育」（「将校文鑑」所収）
- (9) 藤原彰「軍事史」参照
- (10) 米津逸三郎「国民と兵事の関係」（1902年）
- (11) 「田中義一伝記 上巻」212頁
- (12) 「帝国在郷軍人会三十年史」32頁
- (13) 「帝国在郷軍人会設立趣意」1910年10月31日
- (14) 帝国在郷軍人会創立大会における寺内会長の発言（「帝国在郷軍人書類集」愛知県豊橋支部）所収
- (15) 「下呂在郷軍人団々規」（「干城」1号）16頁 1909年1月
- (16) 「不破郡在郷軍人団規約」（「干城」4号）19頁 1909年4月、ここでは「在郷軍人団」規約となっているが、その後の在郷軍人会につながる内容をしめしているので資料として刊行した。
- (17) 「内務書改正理由書」（「偕行社記事」第387号付録）
- (18) 岡義哉「日露戦争後における新しい世代の成長」（「思想」No.512号、No.513号）、1967年2月～3月
- (19) 石黒浩幹「軍人宝典」9頁
- (20) 陸軍歩兵課「在郷軍人須知」1912年6月
- (21) 帝国在郷軍人会「国民教育者必携 帝国陸軍」、大江前掲者より引用
- (22) 「田中義一伝記 上巻」426頁
- (23) 田中義一「地方ト軍隊ノ関係ニ就テ」（「偕行社記事」第432号付録）
- (24) 内務書のなかに「良兵良民」主義を採用するに際し、田中義一の積極的活躍があった。「田中義一伝記」参照
- (25) 「軍隊教育令」1913年
- (26) J.M生「軍隊教育ト国民教育トノ関係」（「偕行社記事」第430号）118頁
- (27) 田中義一「地方ト軍隊ノ関係ニ就テ」（「偕行社記事」第432号付録）
- (28) 陸軍大臣官房「軍隊と農業教育」（「偕行社記事」第413号）1頁
- (29) 同上 4頁
- (30) 大江志乃夫「国民教育と軍隊」324頁
- (31) 田中義一「軍隊の幹部任用についての注意」（「戦友」）1913年5月
- (32) 町村長は「刑事訴訟法」47条の規定に依り、検事の補佐官として、犯罪を捜査する職責を有していた。一町一村の公安維持が義務づけられたのである。
- (33) 田中義一「軍隊の幹部任用についての注意」（「戦友」）1913年5月
- (34) 帝国在郷軍人会本部「中隊長ト在営兵卒ト家庭トノ間ノ通信ニ関スル件」1913年6月7日（「帝国在郷軍人書類集」豊橋支部）所収
- (35) 1910年代初期、軍隊と学校教育の結びつきが、学校行事の分野で強化された。例えば「学校、生徒修学旅行の場合には軍隊の許可を受け兵営を参観せしむること」（「熊本県内務部部長通牌」1918年）、遠足ばかりでなく、「現役に徴集せられ入営の為出發する除は小学校に於て特に送別の式を挙ぐることに、現役を修了帰郷したるときは学校に於て歓迎の式を挙ぐることに、小学校に於て一年一回其町村出身者

- 戦没者の祭典を実行すること」(「新潟県佐渡郡長の町村長、学校長宛通牒」1912年4月)等学校教育が戦争賛美、軍隊の権威を高める場に提供されたのである。
- (36) 在郷軍人会の学校行事(入学式、卒業式等)の参加の位置づけは明日に異っている。日露戦争以前はその参加は軍人に対する慰藉として把握されたが、帝国在郷軍人会設立以後は学校への看視の役割が重視されていくのである。
- (37) 「郡市町村長に対する師団長希望の要旨」(「干城」7号) 1909年9月23日
- (38) 「稲葉郡在郷軍人団団長会状況」(「干城」6号) 1919年7月
- (39) 同上
- (40) 本山薫「軍隊教育と国民教育との関係」(「偕行社記事」第431号)
- (41) 同上、当時内務、文部省では「通俗教育」として言われていた学校外教育を軍隊では「社会教書」というタームで表理されていた。
- (42) 倉内史郎「明治末期社会教育観の研究」135頁
- (43) 「陸軍将校団条例」(「軍令陸第41号」) 1908年
- (44) 寺内正毅「陸軍将校団条例施行ニ関スル訓令」(「陸訓8号」) 1908年3月24日
- (45) 鈴木正幸は「日露戦後の農村問題の展開—国民統合とその矛盾—」(歴史学研究 1974年12月号)において、農村における名望家的秩序と軍隊における階級秩序の関係を問い、在郷軍人会を担った層として自小作、自作下層と把握しているが、その原因は最高の名誉会員化によって必然的であったのである。鈴木氏は在郷軍人会幹部の出身階層を分析しているが故に上記の結果が得られたのである。
- (46) 寺内正毅「本会の精神と会員の注意」(「戦友」) 1911年11月
- (47) 宮地正人「日露戦後政治史の研究」73頁
- (48) 一木喜徳郎「自治の本義」(「地方改良事業講演集 上」) 19頁
- (49) 鹿野政直「戦後経営と農村教育」(「思想」No.521) 54頁
- (50) 井上友一「自治訓練の方法」(「地方改良事業講演集 上」) 38頁
- (51) 田子一氏「小学校を中心とする地方改良」48頁
- (52) 田中義一「地方と軍隊の関係」(「偕行社記事」第427号付録) 15頁
- (53) 「教育事業家、千葉源之助先生」によると村内の「勤儉ノ美風ノ奨励するために、起床、朝食、就業、昼食、終業、夕食、副業、就床の時間を村内で統一したことが明らかにされている。66頁～68頁
- (54) 「小校原文相 教育論」260頁
- (55) 長岡外史(「戦友」) 1911年12月 3頁
- (56) 在郷軍人会が町村における生活組織と密接に結びついていたのは消防組であった。消防組が町村における警察的役割を担っていたことからして、そこでの国民の思想統制の方法は研究に値する問題である。
- (57) 鹿野政直「戦後経営と農村教育」(「思想」No.521)を参照
- (58) 教育研究会「軍制学教程」1914年
- (59) 城丸章夫「軍隊教育と国民教育(1)」(「千葉大学教育学部紀要 第23巻」) 118頁

	内隊人員	終業試験 及第人員
1889年(明治22年)	68	54
1890 "	94	58
1891 "	87	58
1892 "	170	117

1893 "	248	178
1894 "	250	169
1895 "	365	295
1896 "	596	480
1897 "	688	523
1898 "	720	583
1899 "	815	669
1900 "	893	699
1901 "	1,223	792
1902 "	1,604	733
1903 "	1,519	1,141
1904 "	1,744	1,085
1905 "	2,287	1,404
1906 "	3,203	1,704
1907 "	3,665	1,725
1908 "	2,758	1,499
1909 "	2,384	1,565
1910 "	2,859	1,506
1911 "	3,049	1,583
1912 "	3,147	1,627

「在郷軍人会書類集」豊橋支部より」

- (61) 徳富猪一郎「大正の青年と帝国の前途」548頁の師団報告より引用
- (62) 同上 547頁
- (63) 田中義一「社会的国民教育」111頁
- (64) 隊軍歩兵大尉名称不詳「青年諸君に望む」(「日本青年」第4巻第6号) 1912年6月
- (65) 例えば「模範的国民、標準的人物は如何なる階級に求むるか」と云へば、勿論教育ある中等社会に求めなければならない、何となれば中等社会は知忍、道徳に於て優り、且つ恒産を有して、国民共同生存の枢軸を組織している(大隈重信「模範的国民の養成」<「天下の士」所収>、3頁)といわれるよう「中等社会」を形成することが重視されていたのである。
- (66) 論説「軍隊教育と地方教育の関係」(「偕行社記事」第401号)
- (67) 「大日本青年団史」116頁～117頁参照、大江志乃夫「前掲書」参照
- (68) 内務省文部省訓令「青年団体、指導発達ニ関スル件」1915年9月15日(「大日本青年団史」所収)
- (69) 田中義一「社会的国民教育」126頁
- (70) 同上
- (71) 「壮丁読本」は第2版1932年に出版される、第2版は「軍事について一通りの常識」の教育を目標として、第一版にはなかった「戦争に対する覚悟」(戦争は自然の法則として把握している)、「陣中勤務」「兵器」「距離、方法、地図の読み方」を付け加えている。
- (72) 田中義一「社会的国民教育」118頁
- (73) 鉦田俊「国民ノ軍隊ニ対スル要望」(「偕行社記事」第469号) 7頁
- (74) 後藤文夫「革年団に関する注意」(「第9回地方改良講演集」所収) 11頁～12頁
- (75) 田中義一「社会的国民教育」138頁
- (76) 後藤文夫 前掲書 15頁
- (77) 同上
- (78) 「連合分会ノ分会長諸君ニ御相談」(「戦友」57号)
- (79) 同上
- (80) 帝国在郷軍人会豊橋支部「在郷軍人訓」1915年
- (81) 田中義一「壮丁読本」(1915年3月) 4頁